本部活動

2023年度 第3回理事会 開催

【日　時】　2023 年 11 月 7 日（火）　11:00～12:00

【会　場】　LEVEL21 東京會舘　スタールーム
東京都千代田区大手町 2-2-2　アーバンネット大手町ビル 21 階

【次　第】

1．会長挨拶

2．来賓挨拶（農林水産省 大臣官房 新事業・食品産業部 食品流通課長）
藏谷　恵大 氏

3．議　事

［第 1 号議案］　「2023 年度上半期事業活動」報告の件

① 本年度の重点テーマと上半期の事業概要
② 「持続可能な物流の構築」に向けた対応について
③ 「次世代標準 EDI」の検討について
④ 「商談支援システム」の対応について
⑤ 「環境問題アンケート」結果報告
⑥ 「適正取引の推進と生産性・付加価値向上に向けた自主行動計画」について
⑦ 令和 6 年度「税制改正等に関する要望書」

［第 2 号議］　その他

開会にあたり挨拶する
國分晃会長

挨拶する藏谷 農林水産省
食品流通課長

理事会会場

「第 53回異業種交流委員会」開催

【日　時】　2023 年 10 月 4 日（水）　13:30～15:30

【会　場】　東京医療用品卸商協同組合事務所より（zoom による web 会議）

【出席者】　（一社）日本加工食品卸協会　　全国化粧品日用品卸連合会
全国菓子卸商業組合連合会　　全国米穀販売事業共済協同組合
東京医療用品卸商協同組合　　（一社）日本医薬品卸売業連合会

（出席者総数 20 名）

【議　題】　各団体・組合における SDGs への取組みについて
（取組み方針、取組み現状、個別取組み事例等情報共有）

「2023年度 情報システム研修会」開催

【日　時】　2023 年 10 月 27 日（金）　13:30～16:20

【会　場】　日食協会議室より（Zoom によるオンライン開催）

【次　第】　・開会挨拶
（一社）日本加工食品卸協会 情報システム研究会 座長
国分グループ本社（株）顧問　　佐藤 登志也

・「日食協活動報告」
（一社）日本加工食品卸協会 専務理事　　時岡 肯平

・「流通ＢＭＳ協議会」 活動状況
GS1 JAPAN　流通ＢＭＳ協議会事務局長　　坂本 真人 氏

・「 製・配・販連携協議会」 の活動状況について
（公財）流通経済研究所 専務理事　　加藤 弘貴 氏

・【講演】

『日用品業界における「事前出荷情報（ASN）の活用による
伝票レス・検品レス運用ガイドライン」について』

（公財）流通経済研究所 特任研究員　　河野　淳 氏

（ 研修会資料：　http://nsk.c.ooco.jp/index.html　）

「2023年度 全国事務局会議」開催

【日　時】　2023 年 11 月 10 日（金）　12:00～14:00

【会　場】　アートホテル日暮里ラングウッドホテル 2 階会議室

【出　席】　北海道支部　　東北支部　　関東支部　　東海支部　　北陸支部
近畿支部　　中四国支部　　九州・沖縄支部　　本部事務局

【次　第】①　各支部より 2023 年度活動状況報告
②　本部事務局より報告、及び依頼事項等発表
③　情報交換、研修会等開催確認

商談支援システム POC説明会開催

日食協では小売業に対する見積書提出などの商談に付随する業務の効率化として「共通プラットフォーム構築専門部会」の下に「商談支援システム事業化検討分科会」を設置して検討した内容を去る 8 月 28 日から 30 日まで 3 回に亘り Web 発信による説明会を実施した（会報 227 号掲載）。今般、当分科会において一定の方向性を取りまとめ、実際に小売業に提出する商品提案・見積書をシステムを用いて作成し、効果測定を行う検証を行うに当り 12 月 12 日から 14 日まで 3 回に亘って Web 発信による POC 説明会を行った。

※説明会資料は本書「資料編」に掲載

税制改正等に関する要望書　提出

令和５年 10 月

令和6年度
税制改正等に関する要望書

一般社団法人　日本加工食品卸協会
会　長　　國分　晃

１．消費税関連の課題

１）軽減税率制度の廃止

複数税率導入後も、軽減税率と標準税率の線引きは未だに難しく、新たな商品、取引が発生する都度、個別で税率の確認を行う必要があるなど慎重な判断が要される。仮に適用税率誤りを税務調査などで指摘された場合に過去に遡及して訂正することが現実的に困難であり、取引先にも影響を与えかねない。適格請求書等保存方式（当要望書では以後「インボイス制度」と記載）導入により適格請求書発行事業者以外の者（当要望書では以後「免税事業者」と記載）が課税事業者を選択する際にも足枷になりかねない。複数税率のマスタ管理、取引先との税率の確認、複数税率での申告などの事務負担を軽減するため、軽減税率制度は廃止し、従来の単一税率に戻していただきたい。

２）インボイス制度

①経過措置期間の短縮

インボイス制度導入後において、免税事業者と取引を行った場合には仕入税額控除が段階的に行われるが、課税事業者側は当該経過措置に対して多大なシステム改修と事務負担を伴う。そこで、経過措置期間（６年間）のから短縮を希望する。

②買い手によるインボイスへの追記についての経過措置

買い手によるインボイスへの追記について、インボイス制度導入後からは認められていない。インボイス導入時点で、売手のシステムの不備等で買手において仕入税額控除が出来ないことが生じる可能性があるため、仕入税額控除の経過措置期間といった一定期間の経過措置を講じていただき、その期間中は買手側で追記可能となるようにしていただきたい。

③少額特例に関する適用対象者の拡大と制度の恒久化

インボイス制度では一部を除いて原則全取引にインボイスが必要となる。営業活動においてタクシーやコンビニエンスストア、喫茶店などを使用した際に、その店舗が適格請求書発行事業者であるかによって控除できるか否かが変わると現場で混乱が生じ、事務作業の負荷が大きくなる。また振込手数料相当額については「売上値引き」と扱うことで返還インボイスの交付義務免除が認められたが、当業界では軽減税率の商品を扱う取引先も多く、当該取引先に対して振込手数料相当を売上値引きとして整理した場合、税率１０％で処理していた振込手数料相当の取引を税率８％で処理をする必要がある。「売上値引き」と整理して「税率８％」でインボイスを発行した場合、取引先との適用税額のずれ

が生じてしまうなど「売上値引き」として整理することは困難であり、買手側の役務提供としてのインボイス発行が必要になるなど、双方にとって多大な事務負担となる。１万円未満の取引については、企業規模を問わず少額特例の対象を広げ、恒久化な制度にしていただきたい。

④免税事業者へ支払を行った棚卸資産に係る消費税相当額の取扱い

インボイス制度導入後、経過措置の期間中に免税事業者へ支払いを行った場合には、仕入税額控除を受けることが出来ない本体価額に係る消費税額の２０％（又は５０％）の部分の消費税相当額の金額については、法人税法上本体価格に含めて処理することとなっているが、棚卸資産など期末で資産計上するものについては処理が煩雑となる。棚卸資産に係る経過措置に係る消費税相当額においては、通常の控除対象外消費税額と同様に、当該金額を損金経理することで発生した事業年度での損金算入としていただきたい。

⑤適格請求書発行事業者番号検索要件の拡充

国税庁ＨＰの適格請求書発行事業者の検索サイトについては現在適格請求書発行事業者番号から検索する方法しかなく、取引先の登録があるか否か確認できず実務上のツールとして使い勝手がよくない。会社名や本社所在地（都道府県、区）等で絞り込みができるよう改修をお願いしたい。

３）補助金等税制措置対応

インボイス制度導入時のシステム対応コストに対する優遇措置は、中小法人や個人事業主に限定して認められている。税務対応コストについては、企業規模にかかわらず全事業者にかかるコストであることから、補助金制度等の税制措置は制限を撤廃していただきたい。

４）仕入税額控除の計算方法の変更

現在、仕入税額控除の計算は、「課税売上割合が９５％未満」又は「課税売上高が５億円超」の場合、個別対応方式・一括比例配分方式により計算される。

課税売上割合が９５％以上の事業者で、課税売上高が５億円超のものについては、控除対象外消費税は少額となるにも関わらず、課税仕入れを課税売上対応分、非課税売上対応分、共通売上対応分に複数税率で区分する必要があるが、この区分をすることはかなりの事務負担となっている。「課税売上高が５億円超」に該当する企業は、全額仕入税額控除の対象として頂きたい。

５）消費税の本体価格表示の恒久化

令和３年３月３１日をもって転嫁対策特別措置法が失効となり、原則総額表示義務となったが、このことは消費マインドの減退につながり、事業環境をさらに圧迫するとともにデフレ化の促進を招く恐れがあるため、本体価格表示（外税表示）を認め、事業者が表示方法を選択できるようにしていただきたい。

２．公平・中立・簡素に照らし合わせた税制の整備

１）法人税及び消費税

①受取配当等の全額益金不算入

受取配当等の益金不算入制度は二重課税排除のために設けられた制度である。しかし、近年、財源確保の観点から、一定の持株比率の株式等に係る受取配当等の益金不算入割合が引き下げられており、二重課税排除の趣旨に反している。したがって、受取配当等を全額益金不算入としていただきたい。

②所得税額控除の元本所有期間の制限を廃止

法人が株式を外部から取得した場合、自己の保有期間以前の期間に対応する配当等に対する所得税の控除は制限されている。制限を受けた所得税額は、当該株式の取得者側も譲渡側も控除を受けることができない。このことは、納税者に不利となっている。また、納税者においては所有期間に対応する税額の算定が必要となり、事務負担となっている。したがって、配当等の支払いを受けた段階で当該株式を保有している法人において、その所得税の全額を控除できるようにしていただきたい。

③一括償却資産制度の廃止

インボイス制度導入後、さらに実務負担が増す現行の制度を廃止し、取得価額２０万円未満の取引については、当該資産の即時償却を認めていただきい。

④電話加入権の損金算入

実質的に市場価値のない電話加入権は全額損金算入可能としていただきたい。

⑤欠損金の控除限度額の撤廃・繰越欠損金の控除期間を無制限とすること

我が国では欠損金の繰越控除期間が１０年間に制限され、控除限度額は中小法人を除き、所得金額の１００分の５０相当額とされている。一方、主要先進国においては、当該繰越控除期間は２０年ないし制限がない。欠損金の繰越控除は、各事業年度の法人税負担の平準化を図るための制度であり、資本金基準で

制限すべきではない。度重なる物価高騰・値上げに対する配慮、さらには国際競争力強化の観点から、中小法人以外の法人においても、所得金額を限度とした欠損金の控除を認めていただきたい。

⑥大法人に対する留保金課税の撤廃

現在、中小法人においては、内部留保を充実させるという目的で留保金課税が撤廃されている。大法人においても内部留保を充実させ、将来の投資に資金を回すことの方が経済に与える影響も大きいと考える。新型コロナウイルスの影響による業績の悪化に伴い資本金を１億円以下とし留保金課税の適用対象外となる大法人も出てきていることから、大法人に対する留保金課税も撤廃していただきたい。

⑦交際費の損金不算入制度の緩和

現在交際費課税の特別措置（中小法人以外の法人においては接待飲食費の５０％損金算入の特例、中小法人においては８００万円の全額損金算入）は時限措置となっている。コロナ禍による経済への影響が終息するまでは、元来の制度趣旨である飲食店等に対する需要喚起や派生需要による経済活性化等を図るべく、全法人に交際費の１００％損金算入を認め、積極的な交際費の使用を促す対応を検討していただきたい。交際費の全額損金算入が難しい場合には、現在時限措置となっている接待飲食費の５０％損金算入の特例を本則化していただきたい。さらに、平成１８年の改正により損金算入が認められた社外との接待交際費である１人当たり５０００円基準についても、物価高騰に合わせて見直してほしい。

⑧ソフトウェアの耐用年数の見直し

現行のソフトウェアの耐用年数は、複写して販売するための原本及び研究開発用のもの以外は一律５年と定められているが、現在のＩＴ発展は目まぐるしく現行の定めでは現状に則していないと考えます。そのため、ソフトウェアの内容に応じた耐用年数の見直しをしていただきたい。

⑨貸倒引当金の損金算入

平成２４年４月１日以降開始事業年度から中小法人以外の法人において貸倒引当金の損金算入が認められない改正が行われた。債務超過など業績が悪化した取引先に対して金銭債権を有しているときは、中小法人以外の法人においても個別評価金銭債権の貸倒引当金繰入限度額について一定額の損金算入を認めていただきたい。個別評価金銭債権は更生手続き開始の申し立てなどといった法令の整

理手続きの開始の申し立てを設定事由としている。不良債権を長期的に損金に算入せずにいることは、企業の財政上も健全ではない。

２）印紙税の廃止

印紙税は契約書等、印紙税法に合致した文書に課税されるものであるが、電子商取引やペーパーレス化が進展する中、文書を課税対象とすることに合理性がなく時代に即していない。媒体によって印紙課税の要否が変わるのは税の公平性に反しており、速やかに廃止していただくか、課税対象範囲の縮小をしていただきたい。

３）地方税

①償却資産税の事務負担軽減と法人税法との統一化

事業者の事務負担軽減のため、申告時期の法人税との統一化を図っていただきたい。また、評価額の最低限度額を取得価額の５％とするのではなく、法人税法上の残存簿価１円に統一してほしい。

②法人地方税の申告納付処理の一元化

現在、申告・納税手続きは、国及び個々の自治体ごとに申告書を作成し、納付を行っている。また、修正申告等により還付が発生した場合は、個々の自治体から還付通知が送付され、還付金も個々に入金されている。これを国・自治体で統合し、ワンストップ化を推進していただきたい。

③事業所税の廃止

人口３０万人以上の都市のみに課税されるのは公平ではない。また、事業所用家屋に対する課税（資産割）は固定資産税にて、従業者に対する課税（従業者割）は外形標準課税対象企業における事業税にて納税しており、事業所税としての課税は二重課税と考える。加えて、課税対象面積の確認等実務も煩雑である。したがって、事業所税は廃止していただきたい。

４）申告納税の環境改善および業務効率の改善

申告、納税に係る事務負担の軽減、業務効率の改善を図るため以下の項目を実現していただきたい。

①ｅ－ＴＡＸ、ｅＬＴＡＸ、多国籍企業情報の報告コーナー（ｅ－ＴＡＸ）のポータル画面の統合

②地方税の書式の統一、ｅＬＴＡＸの対応書類拡大、ダイレクト納付やペイジーの全自治体導入

都道府県、市区町村から郵送される申告書・納付書・通知書といったフォーマットが統一されていない。紙削減の観点から統一フォーマットを総務省のポータルサイト上で開示いただくことを要望する。対応可能な納税者は当サイトより出力して対応することで郵送代の削減と書類整理の簡素化が可能となる。

③法人税の電子申告義務化に伴うｅ－ＴＡＸ仕様改善

決算書、内訳書、BEPS 等データ取り込みエラー表示を明確にしていただき、申告の利便性を高めていただきたい。

④電子機器を用いた柔軟な税務調査の実施

税務調査においては対面調査が基本であるが、今回のコロナウイルス感染症の影響もあり、テレビ会議・メール等の電子機器を使った税務調査を実施いただきたい。

⑤国税利用者識別番号と地方税ＩＤの統一

国税、地方税の電子申告を行う際には、利用者識別番号と地方税 ID が必要となるが、両番号は取得するためのシステムが異なることから、取得するにあたってはそれぞれのシステムに同じ情報を入力することになり事務負担となっている。そこで、両番号を統合してよりシンプルにしていただきたい。

⑥タックスヘイブン税制整理にあたっての情報提供

タックスヘイブン税制の適用にあたり、諸外国の状況を確認することの事務負担は大きいことから、国税庁ホームページに諸外国の税率一覧表や諸外国での非課税所得の一覧などタックスヘイブン税制を整理する際に資する資料を掲載していただきたい。

以上

「環境問題対応アンケート」結果報告

2023年 11月 07日

一般社団法人 日本加工食品卸協会

サステナビリティ研究会 環境問題分科会

1

環境対応簡易アンケート実施概要

一般社団法人 日本加工食品卸協会

【アンケート根拠】　日食協 2023年度 事業計画に基づくもの

【アンケート期間】　2023年7月26日 ～ 2023年8月31日

【アンケート内容】　環境問題対応指針の記載テーマである
「省エネ・CO2対応」「廃プラ対応」「食品ロス対応」
への対応状況を確認する各15問、合計45問

【アンケート分析】　会員企業が自主採点
→ 事務局が集計
→ 会員企業共有

アンケート目的

加工食品卸売業に於ける
環境対応認識の向上

3．食品卸売業としての環境問題への対応
２０２１年度に取りまとめた対応指針を基に、食品卸各社が当該テーマへの関与を更に推進するための環境を整備し、食品卸売業全体として更なる社会的責任を果たしていくものとする。
① 「環境問題対応指針」に沿った啓蒙と運用
・環境対応意識の更なる醸成
・環境対応アンケートの継続実施と結果の共有
② 「低炭素社会実行計画」に沿った施策の実施
・エネルギー消費量削減に向けた施策の検討
・具体的施策の設定と評価基準の明確化

Copyright © 2023 Japan Processed Foods Wholesalers Association All Rights Reserved.

2

環境対応簡易アンケート実施概要

一般社団法人 日本加工食品卸協会

【アンケート概要】

【アンケートテーマ】 3テーマ

- 省エネルギー推進とCO2排出量削減
- プラスチック廃棄物削減（資源の有効活用）
- 食品ロスへの対応

×

【分類】 各テーマ5分類，3設問

- 法律知識
- 実態把握
- データ把握
- 社内体制
- 計画・方針

＝

【配点】 レーダーチャートで可視化

3テーマ×5分類×3設問
合計45設問

各設問を自主評価

各テーマ 75点満点
合計 225点満点

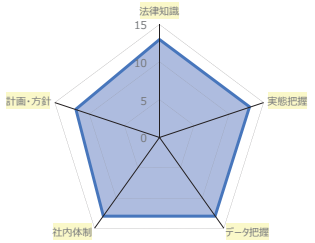

Copyright © 2023 Japan Processed Foods Wholesalers Association All Rights Reserved.

環境対応簡易アンケート実施概要

一般社団法人 日本加工食品卸協会

○ 加工食品卸売業の環境対応状況分析の視点：企業規模 とした

回答会員企業　39社
2022年度：28社

- 年商1兆円以上　4社
  2022年度：4社
- 年商1000億円以上1兆円未満　12社
  2022年度：9社
- 年商1000億円未満　23社
  2022年度：15社

※ 年商は日食協事務局管理数値より抽出

Copyright © 2023 Japan Processed Foods Wholesalers Association All Rights Reserved.

環境対応簡易アンケート分析結果

一般社団法人 日本加工食品卸協会

回答会員企業数

【回答社数 推移】

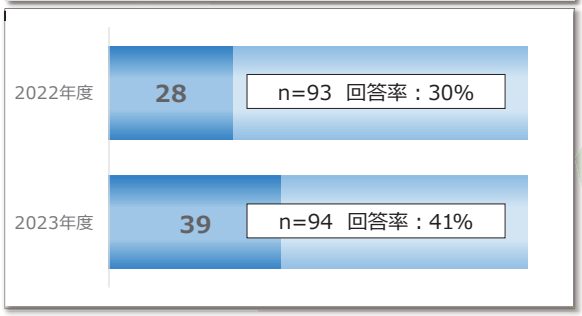

【回答社数 増減内訳】

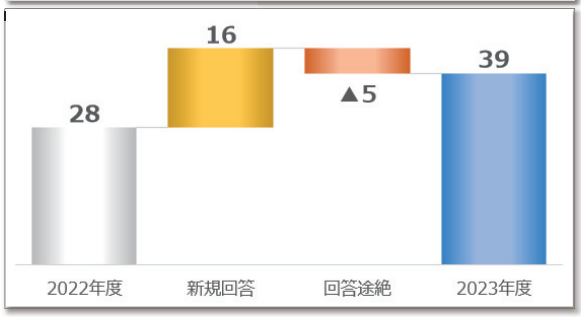

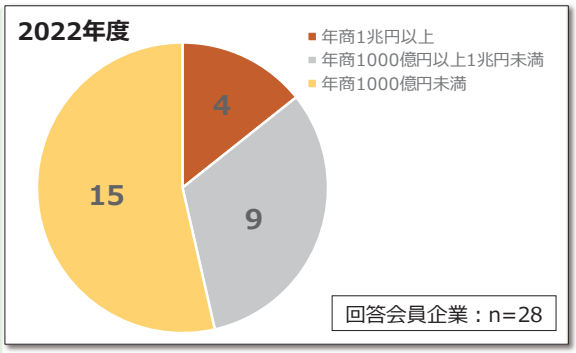

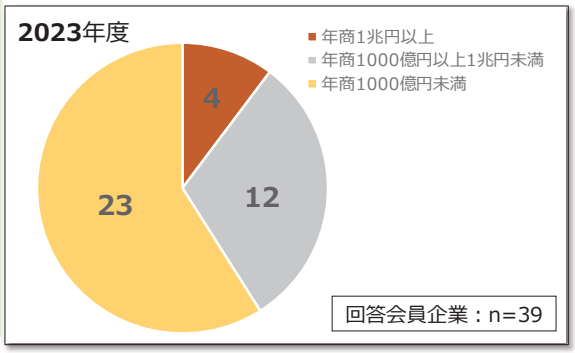

Copyright © 2023 Japan Processed Foods Wholesalers Association All Rights Reserved.

環境対応簡易アンケート分析結果

一般社団法人 日本加工食品卸協会

テーマ別 得点数平均値（＝環境対応状況）

テーマ別 平均獲得点数（回答会員企業全体）

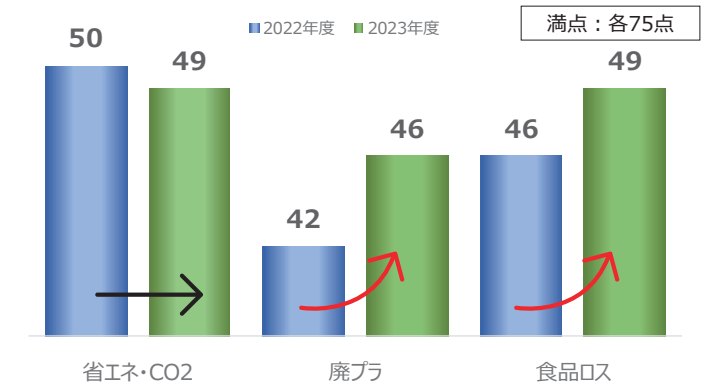

平均獲得点数（回答会員企業全体）

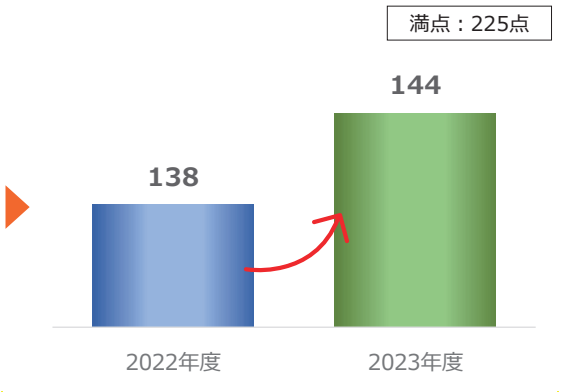

- ✓ 回答会員企業平均で、合計獲得点数が6ポイントアップした
- ✓ 省エネ・CO2、食品ロスの項目の獲得点数が高かった
- ✓ 省エネ・CO2と食品ロスの項目の獲得点数が同値となった

Copyright © 2023 Japan Processed Foods Wholesalers Association All Rights Reserved.

環境対応簡易アンケート分析結果

一般社団法人 日本加工食品卸協会

テーマ別分類別 得点数平均値（＝環境対応状況）

テーマ別区分別 平均獲得点数（回答会員企業全体）

テーマ01_省エネ・CO2

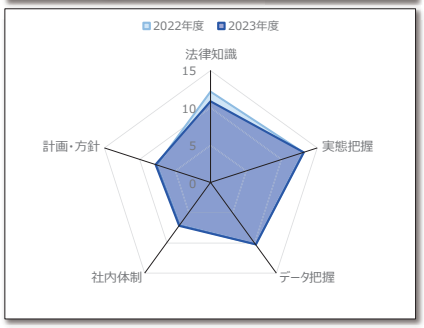

	法律知識	実態把握	データ把握	社内体制	計画・方針
2023年度	10.9	13.1	10.3	7.2	7.8
2022年度	12.2	13.0	10.3	7.1	7.6

テーマ02_廃プラ・廃棄物

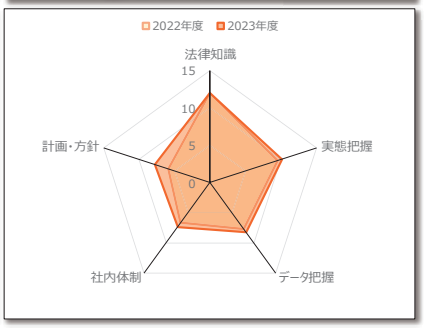

	法律知識	実態把握	データ把握	社内体制	計画・方針
2023年度	12.0	10.1	8.2	7.4	7.8
2022年度	12.0	9.5	7.7	6.7	5.9

テーマ03_食品ロス

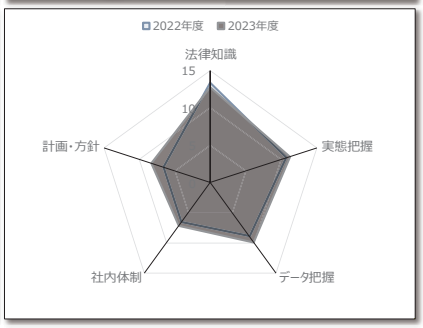

	法律知識	実態把握	データ把握	社内体制	計画・方針
2023年度	12.8	11.2	9.9	7.2	8.3
2022年度	13.4	10.7	8.9	6.6	6.6

- ✓ グラフの図形が前回同様、正五角形になっていない（偏りがある）
- ✓ いずれも「計画・方針」の項目の点数が低い（こちらも前回同様）
- ✓ グラフの色塗りの面積は省エネ・CO2以外は前年度より広くなった

Copyright © 2023 Japan Processed Foods Wholesalers Association All Rights Reserved.

環境対応簡易アンケート分析結果

一般社団法人 日本加工食品卸協会

テーマ別分類別 得点平均値（＝環境対応状況 その1）

テーマ01_省エネ・CO2

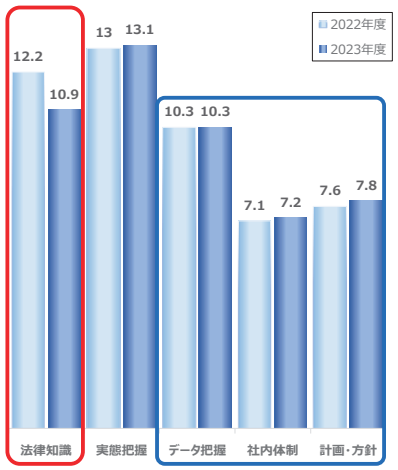

テーマ02_廃プラ・廃棄物

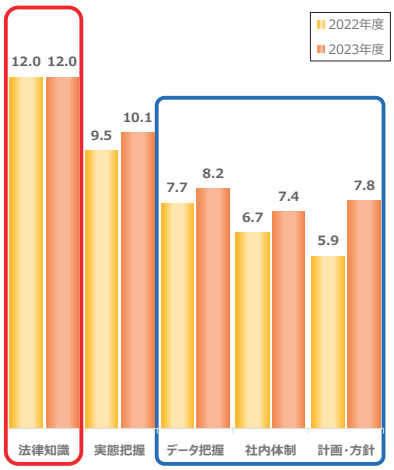

テーマ03_食品ロス

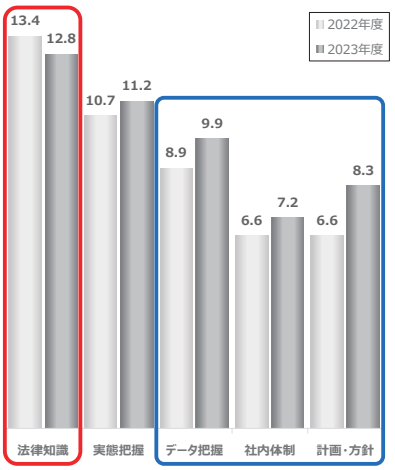

- ✓「法律知識」については、前年度よりも得点が下降している ※
- ✓「法律知識」以外の分類については、前年度よりも対応が上向きの傾向にある
- ✓ 課題は「データ把握」「社内体制」「計画・方針」※

Copyright © 2023 Japan Processed Foods Wholesalers Association All Rights Reserved.

環境対応簡易アンケート分析結果

一般社団法人 日本加工食品卸協会

分類別テーマ別 得点数平均値（＝環境対応状況 その2）

分類01_法律知識 | 分類02_実態把握 | 分類03_データ把握 | 分類04_社内体制 | 分類05_計画・方針

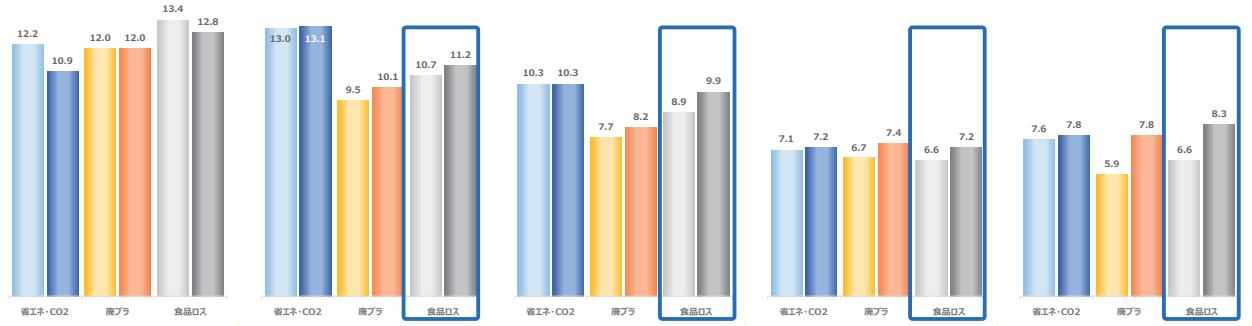

※ 上記のすべてのグラフに於いて、色の薄い方（左）が2022年度実績、色の濃い方（右）が2023年度実績

- ✓ 前頁に記載の通り、課題は「社内体制」「計画・方針」※
- ✓ 食品ロス対応については法律知識が前年度に引き続き一番得点が高い
- ✓ 食品ロス対応の得点が法律知識以外の分類で大きく伸長した

Copyright © 2023 Japan Processed Foods Wholesalers Association All Rights Reserved.

次年度以降の方向性について

一般社団法人 日本加工食品卸協会

アンケート回答企業数が 前年度回答企業数を上回った	引き続き本アンケートによる実態把握の継続
2022年度、2023年度の双方とも 未回答の企業が38社あった	「環境問題対応の指針※」の啓蒙 ※ 正式名称＝加工食品卸売業に於ける環境問題対応の指針
獲得点数は上昇傾向にあるが、 省エネ・CO2削減の得点が下がった	法改正対応によるガイドライン更新の検討
対応専門部署を設置しづらいが きちんとデータ管理は行われている	関連データの業界集計・分析手法の再検討

▼

「加工食品卸売業は環境対応業種である」と云う自負と認知度の向上

Copyright © 2023 Japan Processed Foods Wholesalers Association All Rights Reserved.

支部活動

「北海道支部交流会」開催

【日　時】　2023年11月15日（水）15:30～17:45
【会　場】　札幌パークホテル　3階「パークホール」
【次　第】　・支部長挨拶
（一社）日本加工食品卸協会 北海道支部 支部長
日本アクセス北海道株式会社 代表取締役社長　　黒沢　忠寿
・本部活動報告
（一社）日本加工食品卸協会　専務理事　　時岡　肯平
・講演
「ごみ処理・リサイクルと化学物質についてのさまざまな誤解」
北海道大学名誉教授　　松藤　敏彦 氏

挨拶する黒沢支部長

交流会会場

「北海道支部常任幹事会」開催

【日　時】　2023年12月1日（金）18:00～
【会　場】　札幌市「三條亭」
【次　第】　・支部長挨拶
（一社）日本加工食品卸協会 北海道支部 支部長
日本アクセス北海道株式会社 代表取締役社長　　黒沢　忠寿
・事業活動報告と今後の活動に行いて
（一社）日本加工食品卸協会　専務理事　　時岡　肯平

「2023 年度日食協北海道支部新年交礼会」開催

【日　時】　2024 年 1 月 5 日（金）11:30～12:30
【会　場】　京王プラザホテル札幌　2F エミネンスホール
【次　第】　・支部長挨拶
（一社）日本加工食品卸協会 北海道支部 支部長
日本アクセス北海道株式会社
代表取締役社長　社長執行役員　　黒沢　忠寿
・挨拶・乾杯
（一社）日本加工食品卸協会 北海道支部 賛助会員 世話人会代表
北海道味の素株式会社 代表取締役社長　　矢野　禎人
・中締め
（一社）日本加工食品卸協会　北海道支部　副支部長
国分北海道株式会社　代表取締役社長執行役員
諏訪　勝巳
会場にて新年の挨拶や食事など盛会のうちに終了した。

挨拶する黒沢支部長

新年交礼会会場

「東北支部経営実務研修会」開催

【日　時】　2023 年 11 月 2 日（木）15:00～17:00
【会　場】　ホテルモントレ仙台　5 階「リリー」、3 階「翠鳴館」
【次　第】　・支部長挨拶
（一社）日本加工食品卸協会 東北支部 支部長
佐藤株式会社　代表取締役社長　　佐藤　　淳
・本部活動報告
（一社）日本加工食品卸協会　専務理事　　時岡　肯平
・講演
「流通と消費の今を読む　－求められるパーパス経営－」
日本経済新聞社 総合編集センター調査グループ調査担当部長
白鳥　和生 氏

挨拶する佐藤支部長

講演する白鳥和生氏

「関東支部経営実務研修会」開催

【日　時】　2023 年 11 月 10 日（金）14:30～18:30

【会　場】　アートホテル日暮里ラングウッド 2 階「朱鷺」、「白鳥」

【次　第】　・支部長挨拶

（一社）日本加工食品卸協会 関東支部 支部長

株式会社日本アクセス 代表取締役会長　　佐々木　淳一

・事業活動報告

（一社）日本加工食品卸協会　専務理事　　時岡　肯平

・講演

「流通と消費の今を読む　－求められるパーパス経営－」

日本経済新聞社 総合編集センター調査グループ調査担当部長

白鳥　和生 氏

・懇親会

㈱ジャパン・インフォレックス西田社長の乾杯により開宴し、中締めを関東支部流通業務委員長亀山氏が行い閉会した。

挨拶する佐々木支部長

講演する白鳥和生氏

経営実務研修会会場

2022 年度　新物流コスト実態調査（2022 年 4 月～2023 年 3 月）

関東支部 8 社の数値をもとに集計。昨年度同様、加工食品と酒類にカテゴリーを分けて数値分析を行った。

1.加工食品

関東支部 8 社のうち 6 社の数値をもとに集計。倉庫数は 41 拠点と前年と同数であった。

ケース単価は 2,654 円となり、前年（2,579 円）より 75 円上昇する結果となった。

1 ケース当たりの物流コストは 126 円となり、前年に比べて 5.0 円増で、売上率でも 4.76%と昨年の 4.69%から 0.07%の増加となった。

項目別では、データ処理費が（▲0.2%）と微減、設備費（1.0%）、流通加工費（1.9%）、配送費（2.6%）と若干の増加となった。

最低賃金上昇、燃料費上昇の影響でデータ処理費以外のコストは上昇傾向となっている。

2.酒類

関東支部 8 社のうち 6 社の数値をもとに集計。倉庫数は 26 拠点と前年より 2 拠点増加した。

ケース単価は 4,028 円となり、前年に比べて 352 円増加した。1 ケース当たりの物流コストは 191 円となり、前年に比べて 4.0 円上昇したが、売上率は 4.75%と前年の 5.09%から 0.34%の減少結果となった。

項目別では、データ処理費（▲0.43%）、流通加工費（▲3.74%）は減少したが、設備費（1.35%）、配送費（7.13%）の増加となった。

3.総評

加工食品は、売上が減少しているものの、相次ぐメーカー値上げの影響によりケース単価の上昇傾向がみられる。一方酒類については、外食需要の回復やメーカー値上げの影響もあり、ケース単価の上昇がみられた。コロナ禍の巣ごもり需要も落ち着きを見せる中、メーカー各社の値上げと消費者の節約志向の動向を注視しながら、設備投資や物流費の削減を進めて行かなければならない。

直面する労働人口減少や最低賃金の上昇、物流 2024 年問題における配送費上昇と言った課題についても、省人省力化による流通加工費の削減、共同配送や中継輸送、トラック予約受付システム等の活用を進めなければならない。

加工食品	2021年度		2022年度	
	金額	率	金額	率
ケース単価	2,579		2,654	
データ処理費	6.4	0.25%	6.2	0.23%
設備費	22.7	0.88%	23.7	0.89%
流通加工費	48.7	1.89%	50.6	1.91%
配送費	43.2	1.68%	45.8	1.73%
合計	121.0	4.69%	126.3	4.76%

酒類	2021年度		2022年度	
	金額	率	金額	率
ケース単価	3,676		4,028	
データ処理費	7.8	0.21%	7.4	0.18%
設備費	31.5	0.86%	32.8	0.81%
流通加工費	71.0	1.93%	67.3	1.67%
配送費	76.7	2.09%	83.8	2.08%
合計	187.0	5.09%	191.3	4.75%

2022年度在庫回転日数調査結果

関東支部流通業務委員会

2022年度の在庫回転日数調査結果をご報告致します。
関東支部流通業務委員会企業9社、76拠点を対象とし、倉出金額・平均在庫金額等、関連項目について
アンケートを実施致しました。

1 総評

対象拠点数は、前年と変わらず、76拠点となっている。
年間倉出金額は、食品97.2%、酒類100.8%。食品は減少、酒類は前年並み。
年間平均在庫金額は、食品101.6%、酒類102.2.%。食品・酒類ともに増加。
年間平均在庫日数は、食品105%、酒類101.5%。食品・酒類ともに増加。
食品は売上減少となったが、在庫については増加している。
酒類は売上は前年並みであったが、在庫については増加している。

2 調査結果集計

<u>★年間平均在庫日数について</u>

年間倉出金額 （単位:億円）

	本年	前年	増減	前年比
食品	3,917	4,028	▲ 111	97.2%
酒類	1,276	1,266	10	100.8%
合計	5,193	5,294	▲ 101	98.1%

年間平均在庫金額 （単位:億円）

	本年	前年	増減	前年比
食品	125.0	123.0	2.0	101.6%
酒類	46.5	45.5	1.0	102.2%
合計	171.5	168.5	3.0	101.8%

年間平均在庫日数 （単位:日）

	本年	前年	増減	前年比
食品	11.7	11.1	0.6	105.0%
酒類	13.3	13.1	0.2	101.5%
合計	12.1	11.6	0.5	103.9%

・食品、酒類合計では倉出金額98.1%、在庫金額101.8%、在庫日数は0.5日増という結果になっている。

★坪当り倉出金額・平均在庫金額

坪当り倉出金額 （単位:千円）

	本年	前年	増減	前年比
食品	4,335	4,379	▲ 44	99.0%
酒類	4,610	4,369	241	105.5%
合計	4,400	4,376	197	100.5%

対象拠点総坪数 （単位:坪）

	本年	前年	増減	前年比
食品	90,358	91,985	▲ 1,627	98.2%
酒類	27,685	28,986	▲ 1,301	95.5%
合計	118,043	120,971	▲ 2,928	97.6%

坪当り平均在庫金額 （単位:千円）

	本年	前年	増減	前年比
食品	138	134	4	103.0%
酒類	168	157	11	107.0%
合計	145	139	15	104.5%

対象拠点総坪数は、食品98.2%、酒類95.5%、合計97.6%となり、全体的に減少となった。
坪当り倉出金額は、食品99%、酒類105.5%、合計100.5%。食品は前年並み。酒類にて増加となった。
坪当り平均在庫金額は、食品103%、酒類107%、合計104.5%となり、全体的に増加となった。

3 まとめ

コロナ禍の巣ごもり需要は落ち着き、経済再開の動きが見られるようになったが、SM(特に食品)を中心に売上が伸び悩み、酒類は前年並みながらも、全体としては落ち込む結果となった。
一方で、ウクライナ危機に起因する原材料価格の高騰、また、人件費・物流費の高騰の影響により、メーカー各社の値上げが相次いで実施された。それにより、商品単価の上昇にともなう坪当り平均在庫金額の増加、また、在庫の抱え込みによる年間平均在庫日数の増加が見られた。
今後、2024年問題を念頭に、メーカーのリードタイム延長や納品車両確保の課題が浮き彫りとなる為、製配販の連携強化が一層必要となる。

「日食協東海支部・中食連 合同懇談会」開催

【日　時】　2023 年 11 月 21 日（火）15:30～19:00
【会　場】　名古屋観光ホテル　3 階「那古の間」
【次　第】　・挨拶
中部食料品問屋連盟　会長
（一社）日本加工食品卸協会　東海支部　支部長
株式会社トーカン　代表取締役社長　永津　嘉人
・日食協重点活動報告
（一社）日本加工食品卸協会　専務理事　時岡　肯平
・講演
「流通と消費の今を読む　－求められるパーパス経営－」
日本経済新聞社 総合編集センター調査グループ調査担当部長
白鳥　和生 氏

挨拶する永津支部長

講演する白鳥和生氏

合同懇談会会場

「北陸支部経営実務研修会」開催

【日　時】　2023 年 11 月 29 日（水）16:00～18:10
【会　場】　ホテル日航金沢　3 階「孔雀の間」
【次　第】　・支部長挨拶
（一社）日本加工食品卸協会 北陸支部 支部長
カナカン株式会社　相談役　荒木　　章
・事業活動報告
（一社）日本加工食品卸協会　専務理事　時岡　肯平
・講演
「未来は地方から始まる」
リンクタイズ株式会社　取締役兼 ForbesJAPAN 編集長
藤吉　雅春 氏
・懇親会　18：10~

挨拶する荒木支部長

講演する藤吉雅春氏

「日食協近畿支部・大阪府食品卸同業会共催　第 21 回実務研修会」開催

【日　時】　2023 年 9 月 11 日（月）15:00～16:30
【会　場】　ＯＭＭビル　2 階会議室
【次　第】　・講演
「為替・内外の情勢」
～大統領選挙と株価のアノマリー
（直近の市場波乱をどう受け止めるか）～
金融コンサルタント/経済評論家
大阪経済大学経営学部客員教授　　岩本　沙弓　氏

ＦＲＢの金融政策を占う「ドット・プロット」の最新版（円安のピークを考える）等についてご講演いただきました。90 名の参加がありました。

講演する岩本沙弓氏

実務研修会会場

「九州・沖縄支部 連絡協議会・賛助会員連絡会」開催

【日　時】　2023 年 12 月 7 日（木）17:00～20:00
【会　場】　ANA クラウンプラザホテル福岡
【次　第】　－連絡協議会－

・支部長挨拶
（一社）日本加工食品卸協会 九州・沖縄支部 支部長
ヤマエ久野株式会社　代表取締役社長　　工藤　恭二
・同業会各所活動報告（アンケート集計から）
・日食協本部活動報告
（一社）日本加工食品卸協会　専務理事　　時岡　肯平

－賛助会員連絡会－

・2024 年度九州・沖縄支部及び各県同業会主催新年交礼会について
・同業会各所活動報告（アンケート集計から）
・日食協本部活動報告
（一社）日本加工食品卸協会　専務理事　　時岡　肯平
・懇親会
乾杯 味の素株式会社 九州支社長 岡村由紀子様
中締め 九州・沖縄副支部長 本村陽一（コゲツ産業㈱ 代表取締役社長）

挨拶する工藤支部長

賛助会員連絡会会場

「第 35 回日食協九州・沖縄支部新年賀詞交礼会」開催

【日　時】　2024 年 1 月 5 日（金）17:30～

【会　場】　ホテル日航福岡　都久志の間

【次　第】　・開会の辞

福岡地区協議会　事務局

コゲツ産業株式会社　営業本部副本部長　　田原　一宏

・主催者挨拶

日食協 九州・沖縄支部　支部長

ヤマエ久野株式会社　代表取締役社長　　工藤　恭二

・メーカー代表挨拶

味の素株式会社　九州支社　支社長　　岡村　由紀子

・中締め

日食協 九州・沖縄支部　副支部長

コゲツ産業株式会社　代表取締役社長　　本村　陽一

・閉会の辞

福岡地区協議会　事務局

コゲツ産業株式会社　営業本部副本部長　　田原　一宏

挨拶する工藤支部長

新年賀詞交礼会会場

2023年度　各支部研修会･交流会･連絡会資料

日　食　協　　活　動　報　告

2023年 11月

一般社団法人 日本加工食品卸協会

一般社団法人 日本加工食品卸協会

一般社団法人　日本加工食品卸協会　概要･沿革

沿革

1905年（明治38年）	大日本缶詰業連合会　設立
1922年（大正11年）	缶詰普及協会　設立
1927年（昭和　2年）	社団法人日本缶詰協会　設立 （現在の「日本缶詰びん詰レトルト食品協会」）
1966年（昭和41年）	日本缶詰協会の内販部会342社が結集分離し 「全国缶詰問屋協会」が発足
1977年（昭和52年）	日本加工食品卸協会　設立
1993年（平成　5年）	農林水産省の社団法人化
2012年（平成24年）	一般社団法人日本加工食品卸協会に組織変更

代表理事

会　長	國分　晃	（国分グループ本社株式会社 代表取締役　社長執行役員COO）
副会長	佐々木 淳一	（株式会社日本アクセス 代表取締役会長）
副会長	岡本　均	（伊藤忠食品株式会社 代表取締役　社長執行役員）
副会長	京谷　裕	（三菱食品株式会社 代表取締役社長）

加盟会員

正会員	９４社
事業所会員	９７社
賛助会員	１２６社
団体賛助会員	３団体　（2023年3月末日現在）

Copyright © 2023 Japan Processed Foods Wholesalers Association　All Rights Reserved.

一般社団法人 日本加工食品卸協会

加工食品サプライチェーン（ＳＣ）の商流・物流状況

現状と課題

卸・メーカー間 ：①商流 - 業界VANにより、標準化が進んでいる。多数を占める中小メーカーと卸間での効率化が課題。
：②物流 - 情報は紙媒体（納品伝票）のやり取り今だに主流で、電子的に情報が繋がっていない。

小売・卸間 ：①商流 - VAN事業者が多数存在し、卸側に負担が大きい。流通BMSも中小小売業には普及していない。
：②物流 - 納品情報は既にデータによりやり取りがされ、その信頼性に基づいた検品レスが実施されている。

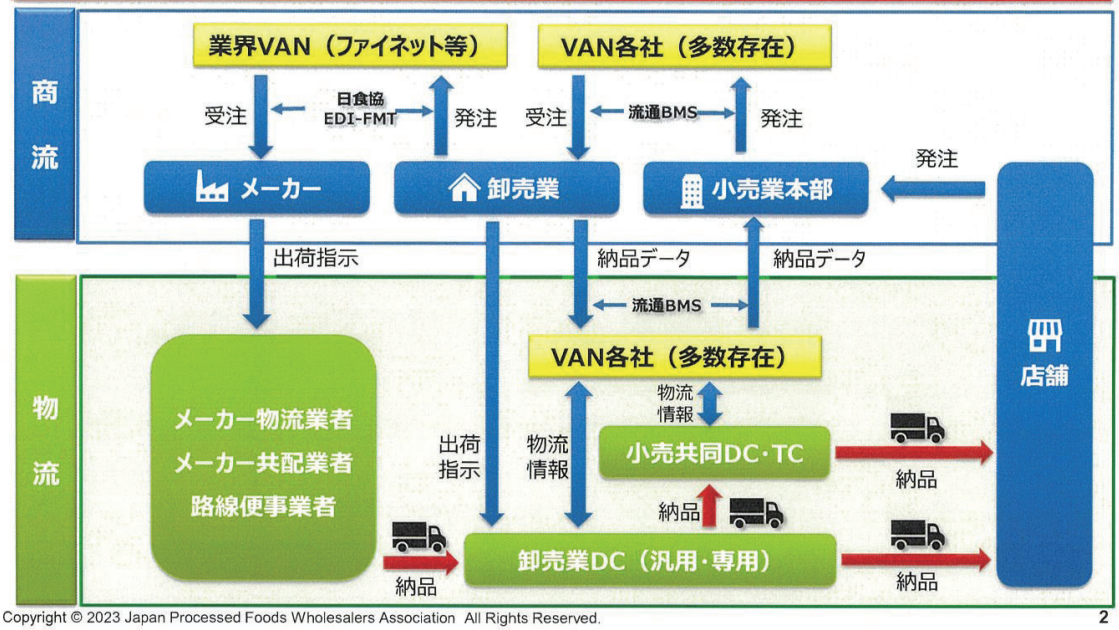

Copyright © 2023 Japan Processed Foods Wholesalers Association All Rights Reserved.

一般社団法人 日本加工食品卸協会

主要テーマの活動報告

（１）「持続可能な物流の構築」に向けた取組み

・「ﾌｰﾄﾞｻﾌﾟﾗｲﾁｪｰﾝ・ｻｽﾃﾅﾋﾞﾘﾃｨﾌﾟﾛｼﾞｪｸﾄ（FSP）」の活動について

・「物流の法規制化に向けた動向と製配販の対応」について

（２）「ＳＣ全体を繋ぐデータ基盤の構築」に向けた取組み

・「メーカー・卸間における次世代標準EDI」の検討について

・「商談支援システム」について

Copyright © 2023 Japan Processed Foods Wholesalers Association All Rights Reserved.

一般社団法人 日本加工食品卸協会

「持続可能な物流の構築」に向けた取組み

フードサプライチェーン・サステナビリティプロジェクト（FSP会議）の活動

Copyright © 2023 Japan Processed Foods Wholesalers Association All Rights Reserved.

一般社団法人 日本加工食品卸協会

フードサプライチェーン・サステナビリティプロジェクト会議（FSP会議）

①目　的

・フードサプライチェーン全体の使命である「生活者への途切れることのない食品供給」を将来にわたり維持発展させるために、先ずは喫緊の課題である「物流」課題の発掘とその解決策を製（製造業）、配（卸売業）、販（小売業）の三層でそれぞれの立場および個社の事情を超えて議論し、社会実装する。

②構成メンバー

・小売業：日本スーパーマーケット協会（JSA）
　　全国スーパーマーケット協会（NSAJ）
　　オール日本スーパーマーケット協会（AJS）

・卸売業：日本加工食品卸協会（NSK）

・製造業：食品物流未来推進会議（SBM）
　　味の素、カゴメ、キッコーマン食品、キユーピー
　　日清オイリオ、日清製粉ウェルナ、ハウス、ミツカン

Copyright © 2023 Japan Processed Foods Wholesalers Association All Rights Reserved.

一般社団法人 日本加工食品卸協会

FSPでの検討テーマ

① 店舗納品期限「2分の１残し」への統一化と、それを前提としたメーカー・卸間納品期限のルール化

② 3層間の最適連携を目指す、小売・卸間、卸・メーカー間の定番発注締めの時間調整

③ 特売・新商品の確定数量化を可能にする、適正納品リードタイムの確保

Copyright © 2023 Japan Processed Foods Wholesalers Association All Rights Reserved.

一般社団法人 日本加工食品卸協会

■ 物流課題解決に向けた取り組み（首都圏SM物流研究会資料より）

◆ 「4社物流協議会」開始時点の各社の状況

「特売品・新商品のリードタイム確保」と「納品期限の緩和（1/2ルールの採用）の解決が必要な状況。他の項目は4社とも対応済。

	対 応 項 目	サミット	マルエツ	ヤオコー	ライフ
①	加工食品の定番商品の発注時間の見直し（前倒し）	○	○	○	○
②	**特売品・新商品のリードタイム確保**	✕	○	✕	✕
③	**納品期限の緩和（1/2ルールの採用）**	✕	✕	○	○
④	流通BMS導入による業務効率化	○	○	○	○

Copyright © 2023 Japan Processed Foods Wholesalers Association All Rights Reserved.

■物流課題解決に向けた取り組み（首都圏SM物流研究会資料より）

特売品・新商品のリードタイム確保　各社の状況

① マルエツのみ解決済み

② 協議を進める中で、どの段階で発注から納品まで中8日(営業日6日)必要なのか議論となる

③ 提案側の日本加工食品卸協会・三菱食品・国分と直接対話
⇒「サミット・ライフ・ヤオコーそれぞれ問題が異なる」と説明を受ける

卸売業・小売業が個々ではなく数社で直接対話

連携

解決に向け大きな前進

- 新商品の追加発注について改善が必要と判明⇒サミット、ライフ
- 発注納品リードタイムの延長が必要と判明⇒ヤオコー、ライフ

Copyright © 2023 Japan Processed Foods Wholesalers Association All Rights Reserved.

■ 物流課題解決に向けた取り組み（首都圏SM物流研究会資料より）

◆ 特売品・新商品のリードタイム確保　各社の対応

	課題	社内調整	対応内容
サミット	特売の追加発注の物量予測が難しい	• 店長、チーフ会議等で重要性について説明を継続的に実施 • 直近では事前発注:追加発注＝8：2に改善	約80%の店舗が6営業日前までに発注 →現在、100%に向けて対応中
ヤオコー	特売発注の納品リードタイムが6営業日必要に対し、1日短い	• 商品部、販売部に変更の必要性を説明し、理解を得る • システム変更スケジュールを確認し、変更日を決定 • 取引先説明会を実施し、取引先の理解を得る	2023年5月より特売発注の納品リードタイムを5→7営業日に変更 ※2日延長
ライフ	① 特売発注の納品リードタイムが6営業日必要に対し、1日短い ② 定番未導入新商品の追加発注の物量予測が難しい	• 持続可能な加工食品物流実現のために「絶対にやらなければならない」事を商品部と共有 • 商品部+物流部一体となり、店舗に取り組みの必要性を丁寧に説明し理解を得る	① 2023年4月より特売発注の納品リードタイムを5→6営業日に変更 ② 2023年4月より定番外新商品は確定数での発注に変更

Copyright © 2023 Japan Processed Foods Wholesalers Association All Rights Reserved.

■ 物流課題解決に向けた取り組み（首都圏SM物流研究会資料より）

◆ 納品期限の緩和（「1/2ルール」の採用）　各社の状況と対応

① サミット・マルエツの2社が未導入
② ヤオコー・ライフから2社に対し、導入後の状況やマスタの変更方法等の情報共有を行い、実施に向けてのハードルを下げる

	社内調整	対応内容
サミット	• 営業会議の中において、首都圏4社物流協議会で共通の内容を取り組む事の重要性を説明し、理解を得る	2023年5月完了済
マルエツ	• SDGsフードロスの撲滅の観点から、商品部、店舗と認識を共有し、4社での取り組み、影響等からも協力を得る • 店舗での日付管理運用方法も簡素化し、作業軽減も図れた	2024年4月より随時変更

4社全てが「4つの取り組み」を実施済、若しくは実施予定とすることができたため、2023年3月16日に「取り組みに関する記者発表」を実施。

Copyright © 2023 Japan Processed Foods Wholesalers Association All Rights Reserved.

■ 2023年3月16日　4社による記者発表会

① 持続可能な食品物流に向けた取り組みに関する発表
② 「首都圏SM物流研究会」発足の発表

Copyright © 2023 Japan Processed Foods Wholesalers Association All Rights Reserved.

一般社団法人 日本加工食品卸協会

FSP会議を通じての取組み概要

【メーカー・卸間の取組み状況の共有】

⑴リードタイム延長（メーカー受注時刻の後ろ倒し、LT1日延長）実施状況の共有
　SBMメーカー他と卸との取組み状況を共有

⑵メーカー賞味期限年月表記化、賞味期限延伸状況の共有

⑶荷待ち・荷役作業削減に向けた加工食品業界の取組みに関するガイドライン策定
　（10月18日協会HP上で公表）

【小売業3団体の活動及び会員企業の取組み状況の共有】

⑴各団体での啓蒙活動や主催イベントでのFSP活動の周知状況の共有

⑵首都圏SM物流研究会への参画小売業状況や取組みテーマの共有

⑶物流革新に向けた政策パッケージ・ガイドライン対応に対する考え方共有

Copyright © 2023 Japan Processed Foods Wholesalers Association All Rights Reserved.

一般社団法人 日本加工食品卸協会

荷待ち・荷役作業削減に向けた取組みガイドライン（10月18日公表）

＜目的＞

『持続可能な加工食品物流構築』のために

◎トラックドライバーの拘束時間の削減（長時間待機・附帯作業の軽減）

◎限りあるトラック輸送能力の最大限の活用

◎上記を実現するための施策の策定および実行に向けた手引き

※適用範囲はメーカー拠点(発荷主)から卸拠点・小売業専用DC(着荷主)への納品までとする

＜長時間の荷待ち・荷役作業発生の要因＞

⑴アイテム数の増加

⑵着荷主の物流センターの入荷バースや入荷作業場の狭隘化

⑶バラ降ろしによる入荷バースの占有

⑷先着順による荷受け

Copyright © 2023 Japan Processed Foods Wholesalers Association All Rights Reserved.

一般社団法人 日本加工食品卸協会

荷待ち・荷役作業削減に向けた取組みガイドライン（10月18日公表）

＜長時間の荷待ち＞

⑴荷待ち時間の定義

各拠点の開場時間以降で「受付時間（予約時間）から荷降ろし開始時間まで」を荷待ち時間とする。開場時間（予約時間）前に到着し、待機している時間は対象外とする。

ただし、こうした待機も拘束時間にあたるため、削減に向けて努力する

⑵長時間の荷待ちの削減施策

①入荷受付予約システムの利用促進
②ASN（事前出荷案内情報）の普及
③入荷時間枠の見直し
④車両の相互活用
⑤先行在庫の検討
⑥発注頻度の低減
⑦マザーセンター化の検討

Copyright © 2023 Japan Processed Foods Wholesalers Association All Rights Reserved.

一般社団法人 日本加工食品卸協会

荷待ち・荷役作業削減に向けた取組みガイドライン（10月18日公表）

＜荷役作業＞

⑴留意事項

①初期目標「荷主事業者は、荷待ち、荷役作業等にかかる時間を計2時間以内とする。」
次期目標「既に2時間以内となっている事業者は、目標時間を1時間以内としつつ、更なる時間短縮に努める。」
荷役作業自体の工数見直しや減に、発着荷主事業者双方が継続して取組む
②新規納品先については、荷役作業の内容や範囲等につき、事前に協議の上、決定する

⑶フォークリフト作業

①「バラ積みバラ降ろし」から、パレット※納品でのフォークリフトによる荷下ろし推進
※T11型プラスチックパレット、ビールパレット等
②ドライバーによるフォークリフト作業の削減に向けて、発着荷主双方で継続して取り組む
※ドライバー不足に深刻な影響を与える懸念あり

Copyright © 2023 Japan Processed Foods Wholesalers Association All Rights Reserved.

荷待ち・荷役作業削減に向けた取組みガイドライン（10月18日公表）

＜荷役作業＞

⑷商品の整列作業

①パレット単載商品はそのまま荷受け

複数商品混載パレットは着荷主が検品できる状態にまで発荷主が整列する

同一商品複数賞味期限が混在する場合も発荷主にて混在しないように整列する

②商品を整列するために使用する積み替え什器は種類を問わない

（パレット/カートラック、カゴ車等）

什器は作業付近に着荷主にて用意する

積み替え後に所定の場所まで発荷主に商品を搬送させることは不可

⑸その他の作業

①ラベル貼付、所定の場所への二次移動、棚入れ、ロット入替え等の作業は、着荷主の業務範囲

②着荷主事由でのパレットの積み替え作業や格納棚に合わせるための積み替え（段落とし）は着荷主側作業

Copyright © 2023 Japan Processed Foods Wholesalers Association All Rights Reserved.

「物流の法規制化に向けた動向と製配販の対応」

～物流革新に向けた政策パッケージ・ガイドライン対応等～

Copyright © 2023 Japan Processed Foods Wholesalers Association All Rights Reserved.

一般社団法人 日本加工食品卸協会

持続可能な物流の実現に向けた検討会（概要）

1．人口減少に伴う労働力不足による需給バランスのギャップに加え、2024年から施行されるトラックドライバーの時間外労働時間規制（物流の「2024年問題」）、燃料高・物価高の影響を踏まえ、**着荷主を含む荷主や一般消費者を含め、取り組むべき役割を再考し、物流を持続可能なものとするための検討会を2022年9月から開催。**（事務局：経産省・国交省・農水省）。

■論点

①労働時間規制による物流への影響
②物流の危機的状況に対する消費者や荷主企業の理解が不十分
③非効率な商慣習・構造是正、取引の適正化

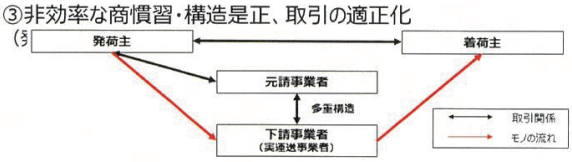

④着荷主の協力の重要性
⑤物流標準化・効率化（省力化・省エネ化・脱炭素化）の推進に向けた環境整備

<委員>

大島　弘明　株式会社ＮＸ総合研究所 取締役
小野塚征志　株式会社ローランド・ベルガー パートナー
北川　寛樹　アクセンチュア株式会社 製造・流通本部 マネジング・ディレクター
河野　康子　一般財団法人日本消費者協会 理事
首藤　若菜　立教大学 経済学部 教授
高岡　美佳　立教大学 経営学部 教授
根本　敏則　敬愛大学 経済学部 教授
二村真理子　東京女子大学 現代教養学部 教授
北條　英　公益社団法人日本ロジスティクスシステム協会 理事
矢野　裕児　流通経済大学 流通情報学部 教授

<事務局>
経済産業省　商務・サービスグループ　物流企画室
国土交通省　総合政策局　物流政策課
国土交通省　自動車局　貨物課
農林水産省　大臣官房新事業・食品産業部　食品流通課

<オブザーバー>
荷主・物流事業者団体（25団体）等

■スケジュール（想定）

2022年9月2日に第1回を開催。
2023年2月を目途に中間取りまとめを行い、業界ヒアリング等を踏まえ、2023年5～6月に最終取りまとめを行う。

Copyright © 2023 Japan Processed Foods Wholesalers Association All Rights Reserved.

一般社団法人 日本加工食品卸協会

持続可能な物流の実現に向けた検討会 中間取りまとめ　要旨

課題を踏まえた政策の方向性について

○物流が抱える諸課題の解決のために、政府においては、事業者が取り組むべき事項について、多くのガイドライン等を策定してきているものの依然解決されておらず、2024年を前に諸課題が先鋭化・鮮明化している状況となっている。

○ガイドライン等についてインセンティブ等を打ち出して有効に機能するようにするとともに、類似の法令等を参考に、規制的措置等、より実効性のある措置も検討すべき。

○物流事業者が提供価値に応じた適正対価を収受するとともに、物流事業者の構造改革・生産性向上を図り、物流事業者、荷主企業・消費者、経済社会の「三方良し」を目指す。

Copyright © 2023 Japan Processed Foods Wholesalers Association All Rights Reserved.

一般社団法人 日本加工食品卸協会

中間取りまとめ「検討素案」についての日食協見解

1．特定荷主の対象範囲
- 「3000万トンキロ以上」では対象範囲が狭く、当事者が少なすぎるため、対象範囲を広げる必要がある。
- 着荷主での立場でトンキロを把握するのは困難である。

2．個社を規制することについて
- 物流問題の解決はサプライチェーン全体の協力・連携によって実現するものであり、個社の規制では全体最適よりも個別最適が優先されることが懸念される。（現状進められている製配販連携の阻害要因にならぬことを願う）

3．定量的目標の設定について
- 省エネ法のように明確な目標設定のイメージが持てないが、発着荷主、物流事業者が共有できる目標が望ましい。
- 省エネ法の「原単位」に相当する指標が必要であり、課題解決策実行により得た定量効果を客観的に評価する必要がある。

4．取組状況の報告において、過度な事務負担になることを懸念

Copyright © 2023 Japan Processed Foods Wholesalers Association All Rights Reserved.

「我が国の物流の革新に関する関係閣僚会議」について （経済産業省資料より抜粋）

- 荷主、事業者、一般消費者が一体となって我が国の物流を支える環境整備について、関係行政機関の緊密な連携の下、政府一体となって総合的な検討を行うため、**令和5年3月31日に「我が国の物流の革新に関する関係閣僚会議」を設置**。
- 同年6月2日に第2回を実施し、商慣行の見直し、物流の効率化、荷主・消費者の行動変容について、抜本的・総合的な対策をまとめた**「物流革新に向けた政策パッケージ」を決定**。

＜構成員＞

議　長　内閣官房長官
副議長　農林水産大臣
　　経済産業大臣
　　国土交通大臣
構成員　内閣府特命担当大臣（消費者及び食品安全担当）
　　国家公安委員会委員長
　　厚生労働大臣
　　環境大臣
※上記のほか、公正取引委員会委員長の出席を求める。

■総理指示（令和5年3月31日）

- 物流は国民生活や経済を支える社会インフラですが、担い手不足、カーボンニュートラルへの対応など様々な課題に直面しています。物流産業を魅力ある職場とするため、トラックドライバーに働き方改革の法律が適用されるまで、明日でちょうど１年となります。
- 一方、一人当たりの労働時間が短くなることから、何も対策を講じなければ物流が停滞しかねないという、いわゆる「2024年問題」に直面しております。
- これに対応するため、荷主・物流事業者間等の商慣行の見直しと、物流の標準化やＤＸ・ＧＸ等による効率化の推進により、物流の生産性を向上するとともに、荷主企業や消費者の行動変容を促す仕組みの導入を進めるべく、抜本的・総合的な対応が必要です。
- このため、物流政策を担う国交省と、荷主を所管する経産省、農水省等の関係省庁で一層緊密に連携して、我が国の物流の革新に向け、政府一丸となって、スピード感を持って対策を講じていく必要があります。
- そこで、１年以内に具体的成果が得られるよう、対策の効果を定量化しつつ、６月上旬を目途に、緊急に取り組むべき抜本的・総合的な対策を「政策パッケージ」として取りまとめてください。

「物流革新に向けた政策パッケージ」を決定（令和5年6月2日）

一般社団法人 日本加工食品卸協会

「物流革新に向けた政策パッケージ」

－ 6月2日の関係閣僚会議にて取りまとめ

1．具体的な施策

（1）商慣行の見直し
－荷待ち・荷役時間の削減、納品期限、多重下請構造、等

（2）物流の効率化
－物流DX推進、物流標準化、速度規制引上げ、共同輸配送

（3）荷主・消費者の行動変容
－荷主経営者層の意識改革、消費者の意識改革・行動変容を促す

2．当面の進め方

（1）2024年初　・通常国会での法制化を含めた規制的措置の具体化

（2）2023年末　・再配達率「半減」に向けた対策
・業界・分野別の自主行動計画の作成・公表
・2030年に向けた政府の中長期計画の策定・公表

（3）速やかに　・規制的措置の具体化を前提としたガイドラインの作成・公表

Copyright © 2023 Japan Processed Foods Wholesalers Association All Rights Reserved.

物流の適正化・生産性向上に向けた荷主事業者・物流事業者の取組に関するガイドライン（概要）（経済産業省資料より）

1．発荷主事業者・着荷主事業者に共通する取組事項

（1）実施が必要な事項
- 荷待ち時間・荷役作業等に係る時間の把握
- **荷待ち・荷役作業等時間**
  2時間以内ルール/1時間以内努力目標
- 物流管理統括者の選定
- 物流の改善提案と協力
- 運送契約の書面化　等

（2）実施することが推奨される事項
- 予約受付システムの導入
- パレット等の活用
- 検品の効率化・検品水準の適正化
- 物流システムや資機材(パレット等)の標準化
- 共同輸配送の推進等による積載率の向上
- 荷役作業時の安全対策　等

2．発荷主事業者としての取組事項

（1）実施が必要な事項
- 出荷に合わせた生産・荷造り等
- 運送を考慮した出荷予定時刻の設定

（2）実施することが推奨される事項
- 出荷情報等の事前提供
- 発送量の適正化　等
- 物流コストの可視化

3．着荷主事業者としての取組事項

（1）実施が必要な事項
- 納品リードタイムの確保

（2）実施することが推奨される事項
- 発注の適正化
- 巡回集荷(ミルクラン方式)　等

4．物流事業者の取組事項

（1）実施が必要な事項

○共通事項
- 業務時間の把握・分析
- 長時間労働の抑制
- 運送契約の書面化　等

○個別事項（運送モード等に応じた事項）
- 荷待ち時間や荷役作業等の実態の把握
- トラック運送業における多重下請構造の是正
- 「標準的な運賃」の積極的な活用

（2）実施することが推奨される事項

○共通事項
- 物流システムや資機材(パレット等)の標準化
- 賃金水準向上

○個別事項（運送モード等に応じた事項）
- 倉庫内業務の効率化
- モーダルシフト、モーダルコンビネーションの促進
- 作業負荷軽減等による労働環境の改善　等

5．業界特性に応じた独自の取組

業界特性に応じて、代替となる取組や合意した事項を設定して実施する。

（別紙1）

「物流の適正化・生産性向上に向けた荷主事業者・物流事業者の取組に関するガイドライン」 対応の「加工食品業界製配販行動指針」（ＦＳＰ版　23年11月時点）

ガイドライン項目		（内容）	取組み事項		
			①製ー配連携（メーカー→卸拠点（小売DC含む））	②配ー販連携（専用DC→小売店舗）	③配ー販連携（卸拠点→小売TC）
1．発着荷主共通取組み事項					
実施が必要な事項	■物流業務の効率化・合理化				
	①荷待ち時間・荷役作業等にかかる時間の把握	入出荷に係る荷待ち・荷役作業等にかかる時間を把握する	発着荷主双方で、荷待ち、荷役作業の実態を把握する 原則すべての拠点を把握する（日別、納品先別、時間、業務内容等）		
	②荷待ち・荷役作業時間「2時間以内」ルール	・物流事業者に対し、長時間の荷待ちや運送契約にない荷役作業等をさせてはならない。 ・荷待ち荷役作業等にかかる時間が2時間以内となっている荷主は、目標1時間以内としつつ、更なる時間短縮に努める	（ゼロステップ）附帯作業の定義（認識）を発着荷主・物流業者で合わせる （第一ステップ）発着荷主それぞれの拠点で恒常的に2時間以上の荷待ち・荷役作業時間が発生している場合は、発・着・物が連携して、時間短縮を図る （第二ステップ）1時間以内を目指す		
	③物流管理統括者の選定	物流業務を統括する者（役員等）を選任し、物流の適正化・生産性向上に向け他部門との交渉・調整を行う	社内および社外に対して実効性を発揮する責任者を選任し、物流適正化・生産性向上を主導する		
	④物流の改善提案と協力	・商取引契約において物流に過度な負担をかけているものがないか検討・改善する ・荷待ち時間や附帯作業の合理化要請があった場合は、真摯に協議に応じ自らも積極的に提案する	各会議体（FSP、日食協物流問題研究会、SM物流研究会、SBM会議等）において情報を共有し、引き続き検討・改善を図る また、関連する業界・団体・企業に広く情報発信し、活動の推進・拡大を図る		
	■運送契約の適正化				
	⑤運送契約の書面化	運送契約は書面または電磁的方法を原則	運送事業者と契約書・覚書を適切に締結する		
	⑥荷役作業等にかかる対価	・荷主は運転者が行う荷役作業料等を支払う者を明確化し、物流事業者に適正な料金を支払う ・自ら運送契約を行わない荷主事業者においても同様	物流事業者に適正に荷役作業料等が支払われるよう、発着荷主は真摯に協力する	契約した業務範囲外の荷役作業は、発着荷主で作業確認を行い適正料金を支払う	
	⑦運賃と料金の別建て契約	運送の対価である「運賃」と、運送以外の役務等の対価である「料金」は別建てで契約を原則とする	発着荷主、物流事業者間で協議し、「料金」の詳細を定め、これを支払う	発着荷主、物流事業者間で運送以外の役務を要する事項は、契約書に明文化し、これを支払う	
	⑧燃料サーチャージの導入・燃料費等の上昇分の価格への反映	物流事業者から燃料サーチャージ、燃料費上昇、高速道路料金実費の料金反映を求められた場合は、適切に転嫁する	物流事業者から燃料サーチャージ、燃料費上昇、高速道路料金実費の料金反映を求められた場合は、協議の上、改定内容を契約書に明文化し、適正料金を支払う		
	⑨下請取引の適正化	元請事業者が下請に出す場合、⑤～⑧の対応を求めるとともに、特段の事情なく多重下請が発生しないよう留意する	下請状況の実態を把握する		
	■輸送・荷役作業等の安全の確保				
	⑩異常気象時等の運行の中止・中断等	異常気象が発生または発生見込みの場合は無理な運送依頼を行わない。物流事業者が運行中止を判断した場合はこれを尊重する	異常気象が発生または発生見込みの場合は無理な運送依頼を行わない。物流事業者が運行中止を判断した場合はこれを尊重する		
実施が推奨される事項	■物流業務の効率化・合理化				
	⑪予約受付システムの導入	システムを導入し、荷待ち時間を削減する	待機削減効果が見込まれる場合は導入を進め、個別に生じる課題は、協議解決を図る		待機削減効果が見込まれる場合は導入を進め、個別に生じる課題は、協議解決を図る
	⑫パレット等の活用	パレット等の活用について提案があった場合には協議に応じ、積極的な活用を検討する	T-11型プラスチックパレット、ピールパレット等を標準とし、パレット納品を推進する		T-11型プラスチックパレットを標準とし、レンタルパレットでの納品も含め推進する
	⑬入出荷業務の効率化に資する機材等の配置	・適正な数のフォークリフトや作業員等、荷役に必要な機材・人員を配置する ・入出荷業務の効率化を進めるためデジタル化・自動化・機械化に取組む	・着荷主は、フォークリフトや作業員の不足により作業が滞らないよう適切な措置を取る ・納品伝票電子化の実現に取組む		・一定物量以上の納品は、手降ろしから搬送什器への積付け納品に切替を推進する ・伝票レスと受領データを推進する
	⑭検品の効率化・検品水準の適正化	検品の効率化・適正化を推進し、返品に伴う輸送や検品時間を削減する	SKU特性（出荷量　在庫量）に応じた出荷単位を設定し、検品頻度を削減する ASNを活用した検品レスの実現に取り組む		
	⑮物流システムや資機材（パレット等）の標準化	データ・システムの仕様やパレットの規格等について標準化を推進する	・T-11型プラスチックパレット、ピールパレット等を標準とし、パレット納品を推進する ・標準化された納品伝票電子化の実現に取組む	・T-11型プラスチックパレットを標準とし、レンタルパレットでの納品も含め推進する ・伝票レスと受領データを推進する	
	⑯輸送方法・輸送場所の変更による輸送距離の短縮	幹線輸送と集荷配送の分離、集荷・配送先の集約等を実施する	着荷主と先行在庫、マザーセンター化を検討する	店舗配送を効率化する手段として、サテライト拠点からの店舗配送を検討する	得意先センターから距離が近い卸と同居もしくは共同物流を検討する
	⑰共同輸配送の推進等による積載率の向上	他に荷主との連携や積合せ輸送の実施により、積載率を向上する	・車両の相互活用を検討する ・共配荷主の配送条件の調整を行う（リードタイムや納品時間・曜日等）	エリア・方面別に共同店舗配送を検討する	・納品先センターより引取り物流を推進する ・他企業との共同TCセンター・店舗配送を検討する
	■運送契約の適正化				
	⑱物流事業者との協議	運送契約の条件に関して、積極的に協議の場を設ける	最低限年1回は物流事業者との契約条件に関する協議機会を設ける		
	⑲高速道路の利用	拘束時間削減のため、高速道路を積極的に利用する	拘束時間の短縮が見込める際は、配送ルート再設定を検討する	拘束時間の短縮が見込める際は、店着時間の変更と配送ルート再設定を検討する	納品先センターとの指定着荷時間から、計画的な高速道路利用を検討する
	⑳運送契約の相手方の選定	物流事業者の選定にあたり、法令遵守状況や、働き方改革・安全性向上への取組みを考慮する	物流事業者の法令遵守状況や、安全性向上への取組みを定期的に共有する場を設ける		
	■輸送・荷役作業の安全の確保				
	㉑荷役作業時の安全対策	労災の発生を防止するための対策を講じるとともに、事故が発生した場合の賠償責任を明確化する	納品環境の安全確認を行い、必要に応じて改善を行う		
2．発荷主としての取組み事項			メーカーとして対応する事項	センター運営者として対応する事項	納入ベンダーとして対応する事項
実施が必要な事項	■物流業務の効率化・合理化				
	①出荷に合わせた生産・荷造り等	出荷時の順序や荷姿を想定した生産・荷造り等を行い、荷役時間を短縮する	出荷の庫内業務と配送業務の引き渡しルール化により、相互に負荷が偏らない運用を構築する		
	②運送を考慮した出荷予定時刻の設定	運転者が適切に休憩を取れるよう出荷予定時刻を設定する	1日の拘束時間と翌日運行開始までの休憩時間を考慮した配送ダイヤグラムを設定する		
実施が推奨される事項	■物流業務の効率化・合理化				
	③出荷情報等の事前提供	物流事業者や着荷主の準備時間を確保するため、出荷情報等を早期に（可能な限り出荷の前日以前に）提供する。	・適切なリードタイム確保によって、必要な車両数を事前に物流事業者に案内する ・入荷予約システム運用拠点は、前日までに納品予定台数の予約を行う		
	④物流コストの可視化	着荷主との商取引において、基準となる物流サービス水準を明確化し、サービスの高低に応じてコストを上下させるメニュープライシング等の取組みを実施し、物流効率に配慮した発注を促す	「基準となる物流サービス水準の明確化」と「サービスに応じたコスト設定」につき、真摯に協議する（「物流事業者への還元」を原則とする）		
	⑤発荷主側の施設の改善	物流施設の集約、新増設、レイアウト変更等必要な改善を実施する		出荷準備、回収品の配置に十分なスペースを確保する	
	⑥混雑時を避けた出荷	渋滞や混雑を避け、出荷時間を分散させる	着荷主と協議し、効率化を検討する		
	⑦発送量の適正化	日内・曜日・月波動の平準化や、隔日配送化・定曜日配送化等の納品日集約等を通じて発送量を適正化する	着荷主と協議し、納品量と頻度の適正化を検討する		
3．着荷主としての取組み事項			受け入れるセンター側として対応する事項	小売業店舗として対応する事項	小売業TCセンターとして対応する事項
実施が必要な事項	■物流業務の効率化・合理化				
	①納品リードタイムの確保	輸送手段の選択肢を増やすために、納品リードタイムを十分に確保する	「納品日前々日の午後1時発注締め」を早期に実現し、最終的に「午後3時発注締め」を目標とする	「定番発注の卸受信時刻は納品日前日午前12時まで」「特売・新製品発注の卸受信日は納品日6営業日前まで」など、納品リードタイムを十分に確保したうえで、相対で定める	
実施が推奨される事項	■物流業務の効率化・合理化				
	②発注の適正化	日内（朝納品の集中）・曜日・月波動の平準化や、適正量の在庫の保有・発注の大ロット化等を通じて発送を適正化する。取引先がメニュープライシングを用意している場合はそれを活用する	発荷主と協議し、納品量と頻度の適正化を検討する		
	③着荷主側の施設の改善	物流施設の集約、新増設、レイアウト変更等必要な改善を実施する	物量に応じた必要な接車可能バース数の設定を行う	物量、納品車格に応じた必要な荷受け場所の改善を行う	
	④混雑時を避けた納品	渋滞や混雑を避け、納品時間を分散させる	発荷主と協議し、効率化を検討する		
	⑤巡回集荷（ミルクラン方式）	着荷主が車両を手配し、巡回して集荷する方がより効率的となる場合は、発荷主と合意の上導入する	車両の相互活用、引取り物流を検討する		
5．業界特性に応じた独自の取組み					
	①賞味期限の年月表示化		・賞味期間1年以上商品の早期賞味期間延長・年月表示化を実現する ・1年未満商品の年月化も検討する		
	②「1/2ルール」の完全実施		賞味期間180日以上の加工食品については、製配間の納品限度は「原則2/3残し」を推進する	賞味期間180日以上の加工食品については、配販間の納品限度は「原則1/2残し」を推進する	
	③ＥＤＩの推進		ＥＤＩ受発注を推進する	・流通ＢＭＳ受発注を推進する ・伝票レス納品を推進する	

メーカー・卸間における「次世代標準EDI」の検討について

一般社団法人 日本加工食品卸協会

一般社団法人 日本加工食品卸協会

1. 経 緯

卸・メーカー間における当協会の標準EDIフォーマット「酒類食品業界卸店メーカー企業間標準システム」は、1987年3月（昭和62年3月）に制定してから36年が経過し、それまでの間、時代の求めに応じて運用・仕様改善に取り組み、新データ種フォーマットの追加や既存フォーマットの改訂を行ってまいりました。

しかしながら、時代背景とした技術の進歩（回線・プロトコル等）やEDIフォーマットで当初想定していた運用と現状運用とのギャップ、デジタル通信サービス「INSネット」の終了、フォーマットの限界（1レコード128バイト等）、新データ種フォーマットの要望（納品伝票電子化、支払通知）等を受け、**今後の日食協標準EDIフォーマットをどの様にするかを考え、特に「持続可能な加工食品物流」を支えるEDI基盤の検討を進めています**。

2022年度	当協会内に**「次世代標準EDI検討専門部会」を設け**、現状の利用実態の把握と必要機能の整理を行い、**卸・メーカー間の次世代標準EDIのあるべき姿ついて検討を進め、その実現に向けてのロードマップ案を作成**した。 ※報告書は、日食協HPにて公開中。
2023年度	流通業界における「業務効率化」や「持続可能な加工食品物流」を支える卸・メーカー間のEDI基盤の高度化を進めるべく、**各団体等によるDPC協議会を立ち上げ、その中に「次世代EDI検討チーム」を設け、検討中**。 基本計画を策定する予定。

※日食協「次世代標準EDI検討専門部会」活動は継続。

Copyright © 2023 Japan Processed Foods Wholesalers Association All Rights Reserved.

2. 次世代標準EDI検討専門部会の検討からDPC体制の検討へ

■ 日食協「次世代標準EDI検討専門部会」

あるべき姿

流通BMS

今後は、日食協フォーマットをバージョンアップせず、
流通BMSへ卸・メーカー間EDIを集約し
製・配・販3層の標準化EDIとする。

物流（事前出荷（ASN）～受領）と請求～支払業務の高度化

※ 赤字を優先して検討を進める。
- **卸・小売間に比べ遅れている卸・メーカー間の事前出荷（ASN）～受領に関する物流の高度化を図る**
- 請求・支払のEDI化を推し進め、効率化と高度化を図る

以下、既存流通BMSメッセージの確認・検証と検討を行う。
- **物流　：出荷（ASN）（DLフォーマット検討含む）、受領、返品**
- 債権債務　：請求、請求鑑、支払

DCP（Data Platform Construction「データプラットフォーム構築」）協議会にて検討

Copyright © 2023 Japan Processed Foods Wholesalers Association All Rights Reserved.

3. 検討体制

- 今年、消費財物流の諸課題を協業で解決する仕組みを協議するDPC（Data Platform Construction「データプラットフォーム構築」）協議会を立ち上げ。
- 目的は、加工食品サプライチェーンにおけるデータプラットフォーム構築の基本計画を検討・策定する。
- DPC協議会「次世代EDI検討チーム」にて、卸・メーカー間の次世代標準EDIを検討する。

DPC協議会

流通経済研究所
ファイネット
日本加工食品卸協会
SBM
（食品物流未来推進会議）
（代表：味の素）

【オブザーバー】
プラネット
GS1 JAPAN

事務局
流通経済研究所 DPCチーム
（流通経済研究所、ファイネット）

連携 ⇔ 経産省、国交省、農水省

- **事業所マスタチーム**
  - 事業所マスタ検討
    SSZCCと標準事業者コードの連携
    GLN、PLANETコード、菓子と連携
- **次世代EDI検討チーム**
  - 新「流通BMS」検討
    既存メッセージのバージョンUpと新規メッセージの追加
- **GS1標準活用＋Scope3 CO2算定チーム**
  - 可視化パイロット
    GS1標準導入流通在庫可視化（SCORP3可視化）

Copyright © 2023 Japan Processed Foods Wholesalers Association All Rights Reserved.

一般社団法人 日本加工食品卸協会

4. DCP協議会の位置づけ

以下事例を創出することで、データプラットフォーム構築の足掛かりにする。

1. 統一取引先コードと標準事業所コードとの連携による標準事業所マスタ構築
2. 卸・メーカー間の納品情報のEDI化（伝票レス、検品レス等）
3. 上記１，２を活用したCO2排出量算出サービス

※SIP：戦略的イノベーション創造プログラム

Copyright © 2023 Japan Processed Foods Wholesalers Association All Rights Reserved.

一般社団法人 日本加工食品卸協会

5. 次世代EDI検討チーム：卸・メーカー間EDIの課題

1. 卸・メーカー間のEDIについては、物流情報（ASN）と債権債務情報の部分が紙でのやり取りとなっており、課題。
2. 特に物流情報については、荷受側ではいつ何がどのような荷姿でどの程度来るのか荷物が到着するまでわからないため、受入体制が整えられず、検品においても荷物と伝票をアナログでチェックしなければならず、結果としてトラックドライバーの長時間待機の一因となっている。（優先課題）

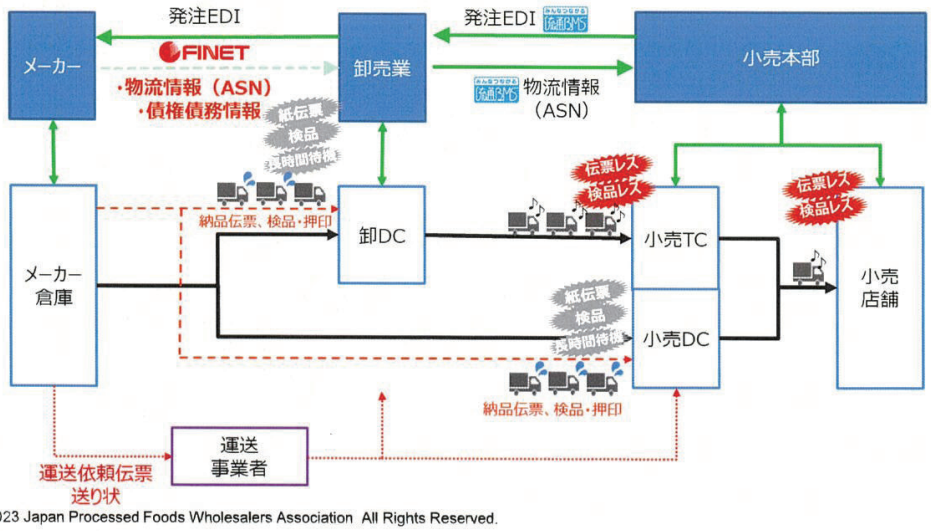

Copyright © 2023 Japan Processed Foods Wholesalers Association All Rights Reserved.

6. スケジュール（予定）

2023年度 次世代標準EDI（卸・メーカー間）における基本計画を策定

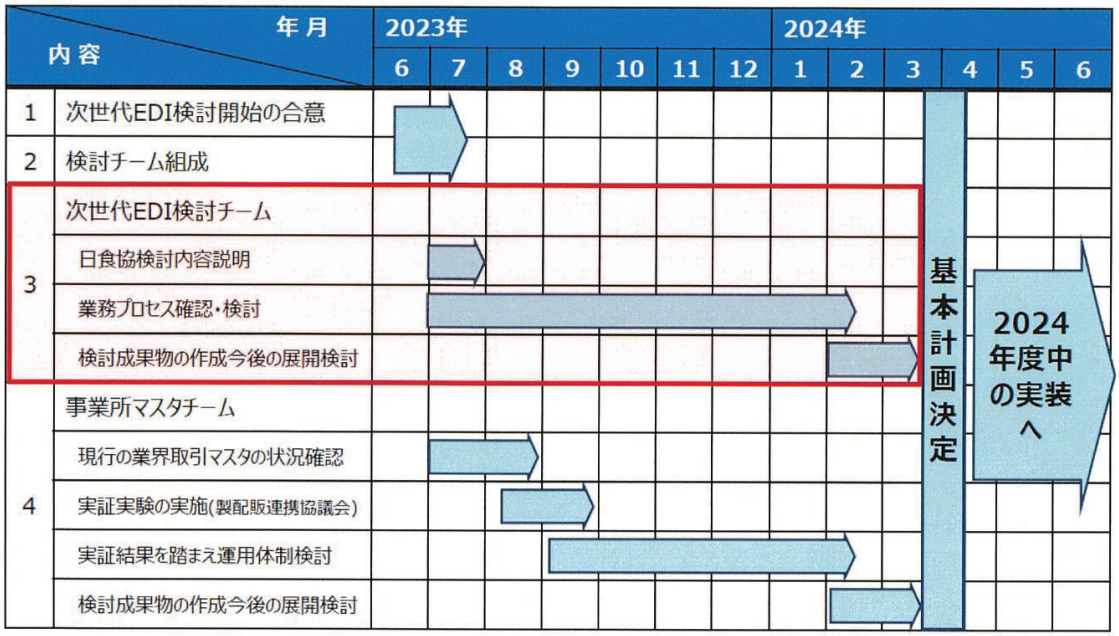

Copyright © 2023 Japan Processed Foods Wholesalers Association All Rights Reserved.

「商談支援システム」の概要と実装に向けた進捗状況

一般社団法人 日本加工食品卸協会

※「商談支援システム」とは、

卸・メーカー間で見積情報・商品マスタ情報の授受をデジタル化し、フォーマットの共通化や自動変換・出力を行うことで、提出先小売業ごとの個別対応、担当者ごとの重複作業を削減し、サプライチェーン間の全体最適を目指す仕組み

Copyright © 2023 Japan Processed Foods Wholesalers Association All Rights Reserved.

一般社団法人 日本加工食品卸協会

1. 現状の商談・見積作成業務

現状では メーカー・卸は小売毎の専用フォーマットで見積書や商品マスタ情報を提案してきました。
その為、同じ情報を異なるフォーマットで作成するという重複作業が発生しています。

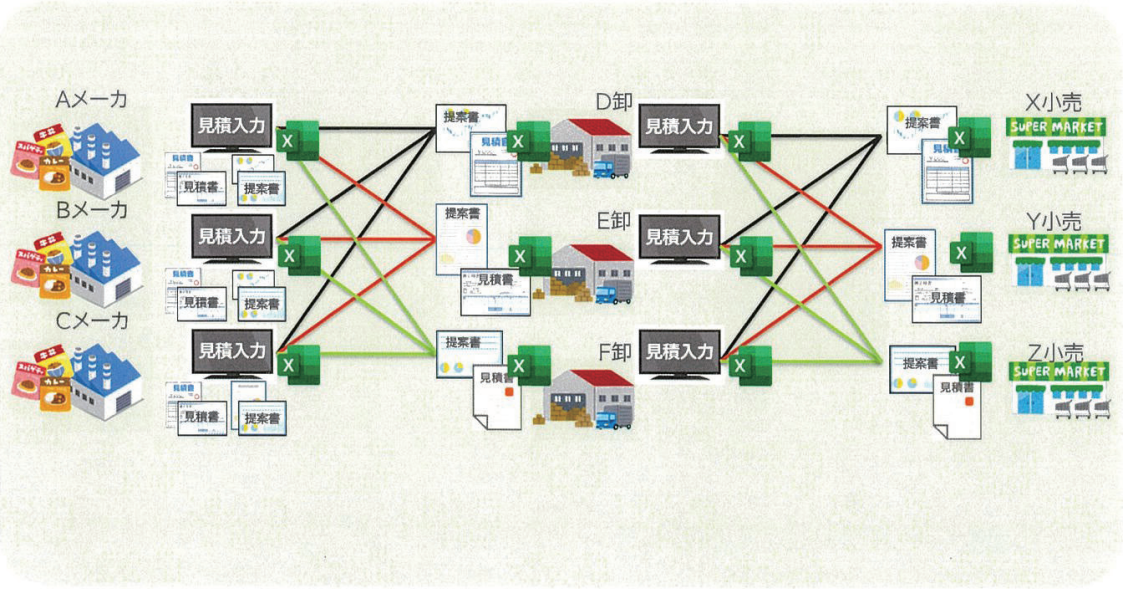

Copyright © 2023 Japan Processed Foods Wholesalers Association All Rights Reserved.

2. 商談業務での小売業・卸メーカー課題

一般社団法人 日本加工食品卸協会

小売の課題
・商談に関わる業務・書類が体系化されておらず、**担当者まかせ。**
・商談プロセスや結果が記録されておらず、**不透明。**
・小売が必要な情報は多岐に渡り、部門によってもバラバラ。
・マスタ登録／棚割登録／リベート契約情報など、
関連業務の分断により**作業負荷やミスが多い。**
・商談後の**マスタ入力が大変。**
・小売の効率化（個別フォーマット等）を推進すると、**卸・メーカに負担が増加。**

メーカ・卸の課題
・小売／卸各社専用様式やデータ作成に、**営業担当の負担が大きい。**
・小売への見積作成に対し、**メーカとの取り纏めや情報収集が大変。**
・自社システムへの**マスタ登録が大変。**

全体的な課題
・メーカ・卸・小売で**それぞれ重複した登録作業**が発生。

Copyright © 2023 Japan Processed Foods Wholesalers Association All Rights Reserved.

3. メーカー・卸間でのデータ連携

一般社団法人 日本加工食品卸協会

商談支援システムは見積を作成するメーカーや卸の声を反映し、作成業務を軽減する機能を開発、さらに受取る卸・小売側の機能を拡張させ開発しています。

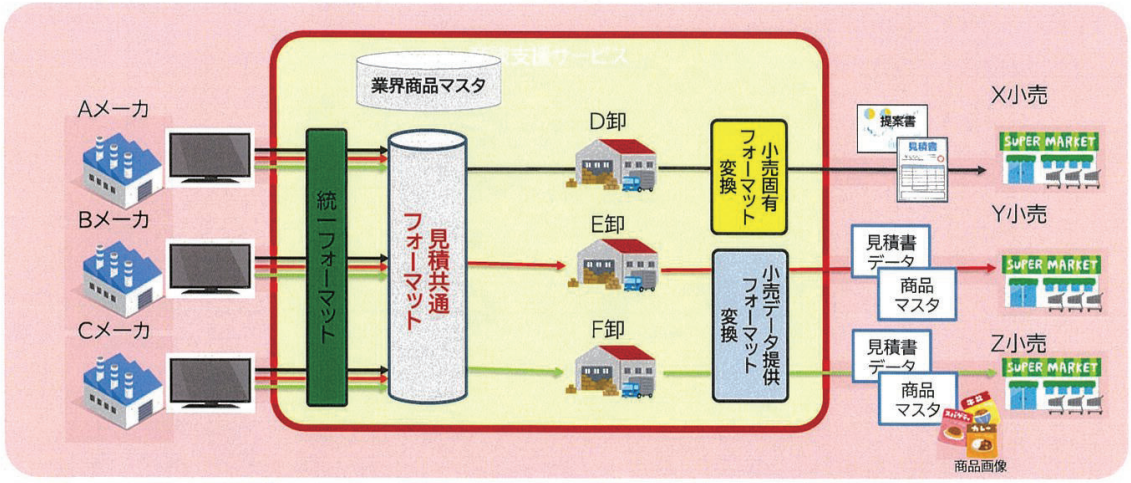

メーカーは卸・小売専用フォーマットを意識する事無く、統一フォーマットに入力すれば卸・小売専用フォーマットに自動変換し提出する事が可能となり、見積作成の業務負荷を大幅に軽減します。
小売独自の項目については、任意項目として入力・表示が可能となる仕組みです。

データ連携を実施すれば、小売業基幹システムへの商品マスタデータの自動登録が可能になります。
将来的に、小売要望があれば多面商品画像・品質情報のデータ連携も対応可能です。

Copyright © 2023 Japan Processed Foods Wholesalers Association All Rights Reserved.

一般社団法人 日本加工食品卸協会

4. タスク・スケジュール・マイルストーン

■POC開始までのタスクスケジュール・卸・メーカー間での本番開始目標

(1)利用開始までに　　**10月末に確定**
　POC対象小売の確定　検証参加卸の確定・各社社内確認
　確定した小売－卸での帳合メーカーの調査:対象メーカーへの協力依頼

(2)利用準備　　**10月末~11月末**
　選定した小売の、現在利用している小売独自フォーマットの入手
　選定した小売の、現在のメーカー~卸の業務フロー確認
　小売フォーマットの変換定義作成／見積共通フォーマットの修正があれば対応

(3)説明会など　　**11月~12月**
　卸営業担当者向け説明会／メーカー担当者向け説明会
　担当者IDの登録・利用準備

(4)POC開始タイミング　　**2024年1月~2024年6月**
　上記POC期間は、商談支援システムの全ての機能を利用いただき、費用は無償とする
　POC期間にて月毎に利用状況の確認会を実施する。**POCにて小売に何か対応頂く事はありません。**

(5)本番開始目標　　**2024年7月~**
　本番利用卸・メーカーの確定。
　本番参加卸・メーカーは、商談支援システム利用機能を確定。(利用料の確定)
　卸・メーカーにおける本番IDの登録を行う。

【将来的な小売業との連携について】
商品提案・採用確定後の商品マスタ連携に関して、将来的にはメール・EXCELで提供ではなくデータでの提供を想定。
今回の見積共通フォーマットを利用することにより、「業界標準の流通BMSで小売へのデータ送信」「従来通りEXCEL提出」「個別フォーマットでのデータ送信」など様々なご要望に応える事が低工数で可能となる。
将来的に要望があれば、ECの増加を想定した多面商品画像・品質情報を見積共通フォーマットに項目として持ち、対応する事も可能とする。

12

Copyright © 2023 Japan Processed Foods Wholesalers Association All Rights Reserved.

よい商品　よい流通で　よい消費

一般社団法人 日本加工食品卸協会

Copyright © 2023 Japan Processed Foods Wholesalers Association All Rights Reserved.

13